

# 医薬情報提供者(MR)の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策として、これまで皆様の院内立入りを制限していましたが、同感染症の沈静化を踏まえて、下記のとおり、院内立入りを認めることになりましたのでお知らせします。

## 記

### 1 面会予約

- (1) 面会票をダウンロードし、面会希望者に関する情報の欄の①、②を記載。  
メール本文に面会希望日時、面会希望医師名及び面会目的を記入の上、①、②を記載した面会票を添付して、[n-hphisho3@pref-hp.nichinan.miyazaki.jp](mailto:n-hphisho3@pref-hp.nichinan.miyazaki.jp)へ送付。  
面会希望日は面会予約日設定の参考にするので、遅くとも1週間前に送付すること。
- (2) 当院医療秘書が医師に面会の応否を確認し、メールで回答。面会する場合は送付された面会票の③～⑦を記入したものを添付。

### 2 面会当日に東出入口で提出が必要なもの

- (1) 面会票(①～⑦)が記載された当院返送の同票を提出)

### 3 留意事項

- (1) 面会票の記入のない場合、面会予約がない場合は面会お断り。
- (2) 面会日に、面会希望者の体調が優れない場合は、面会延期をしてください。
- (3) 当院が患者への面会禁止措置を執った場合、予約があっても面会禁止。個別連絡はしないので、当院ホームページで確認のこと。
- (4) 面会は1面会目的につき1人までを原則とし、同席希望者がいる場合は医師の了承を得て可能であれば、面会票に連名で記載すること。(同一会社が複数の面会目的を有するために複数のMRを面会させようとする場合、MR毎に面会票提出要。)

以上

令和5年11月16日 医事・経営企画課長作成